

## 「抱え上げない介護推進事業所」推奨審査会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、滋賀県社会福祉協議会(以下、県社協)が「抱え上げない介護推進事業所」が推奨を行うにあたり、その適否を審査するため「抱え上げない介護推進事業所」推奨審査会を設置する。(以下、「推奨審査会」という。)

(所掌事務)

第2条 推奨審査会は、次に掲げる事項を審議するものとする。

(1) 別添「抱え上げない介護取組チェックリスト」に基づき、県内介護保険等の福祉関係事業所および医療機関等(以下、「事業所等」という。)から提出された「抱え上げない介護推進事業所推奨申請書」「抱え上げない介護推進事業所推奨(更新)申請書」を審査し、推奨および推奨期間の更新の適否を判断する。

(2) その他委員長が必要と認める事項

(推奨審査会の構成)

第3条 審査委員会は、委員長及び委員をもって構成し、次に掲げる有識者・職能団体代表等にある者をもって充てる。

委員長	学識経験者
委員	滋賀県介護福祉士会から推薦のあった者
	滋賀県理学療法士会から推薦のあった者
	滋賀県作業療法士会から推薦のあった者
	滋賀県社会福祉協議会役職員

2 委員の任期は、委嘱した日から翌々年度末とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員長は、第1項に定める委員のほか、特に必要とする関係者をオブザーバーとして出席を求めることができる。

(推奨審査会の運営)

第4条 推奨審査会の運営は、次のとおりとする。

(1) 委員長は、推奨審査会を代表する。

(2) 推奨審査会の議事は、出席した委員長及び委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決する。

(事務局)

第5条 推奨審査会の庶務は、県社協で処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

【付則】

(施行)

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

抱え上げない介護取組チェックリスト

項目	取り組むべきこと	0. 実施していない	1. 不十分だが実施している	2. 実施している	3. 安全に働ける職場
管理者	抱え上げない介護は労働安全のための取り組みであり、管理者みずからが、抱え上げケアや持ち上げ・不良姿勢など身体に負担のある業務は職員と対象者を守る観点から行わせてはいけないことを理解して取り組む必要があります。環境整備や業務・教育体制など組織の労働安全の体制を整えるために、抱え上げない介護推進リーダーとして計画的に行動実践していることが求められます	管理者が取り組みを認めていない、または管理者は関与できていない	管理者が取り組みを認めてはいるが、関与できていない	管理者みずからが必要を感じ、普及促進に向けて行動している	管理者みずからが抱え上げない介護普及推進リーダーとしての役割を果たしている
推進チームの存在	組織において抱え上げない介護を推進するためには、組織で認められた腰痛予防対策推進チームの存在が重要となります。マネジメントチームとして機能していることが大切であり、そのチームメンバーは、統括マネジャー、職員の健康管理担当、教育担当（教育企画担当・技術教育担当）、個別ケースプランニング担当、福祉用具導入計画・管理担当などからなり、各々の役割が明確で、実践機能していることが求められます	チームの立ち上げが認められていない	チームはあるが、組織内で認められたものではない	組織内で認められたチームがあり、組織の体制づくりやリスクの解決に向けて活動している	チームがあり、定期的な会議が開催され、組織全体のリスクマネジメントを実践している。安全衛生委員会と連携している
リスクマネジメント	ケアだけでなく、すべての作業において身体的負担、リスクのある作業は抽出されることが必要です。職員からヒヤリ・ハットをいかに多く集めることができるか、またそのリスクに対して腰痛予防対策推進チームが検討・対策（計画立案（P）→計画実施（D）→実施結果を評価（C）→評価を踏まえて見直し、改善（A））をしていく、このリスクマネジメント体制ができていくことが重要です。この取り組みを繰り返し組織の労働安全衛生水準を向上させることが求められます	リスクマネジメントはできていない	リスク抽出（職員からのヒヤリ・ハット、チームでのリスク抽出など）はしているが、計画立案から実践、評価、改善などの対応が不十分である	リスク抽出（職員からのヒヤリ・ハット、チームでのリスク抽出など）をし、計画立案から実践、評価、改善などが実践できている	2の体制で取り組みができており、さらに日々、職員からもヒヤリ・ハットが積極的に出され、労働安全衛生水準が経験とともに向上している
職員の健康管理	職員一人ひとりの健康を守り、腰痛予防を実践するためには、教育や環境整備などの予防的な対策がなされることは必要ですが、職員のリスクを抽出するためには、腰痛調査が定期的に行われ、職員の健康状態を把握できていることも重要です。職員の健康管理担当を決めて計画的に調査すること、リスク保有者に対して対策を立てることが求められます	職員の腰痛予防のための調査や対策は特にしていない	腰痛調査はしているが定期的には実施できておらず、リスク保有者への対応が十分ではない	定期的に腰痛調査を実施し、リスクのある職員への対応もしている	2の状態にあり、かつ新入職員には配置前に実施している。職員は業務において身体の負担が減少していることを実感できている
対象者のアセスメント・プランニング	すべての対象者に抱え上げない介護の視点をもってプランニングすることが必要です。アセスメント・プランニングの担当（個別ケースプランニング担当）が決まっており、周知徹底までの体制（いつ、どこで、誰が、どのようにアセスメント・プランニングし、どのように周知徹底するか）が決まっていることで、抱え上げない介護が実践できます。抱え上げない介護は介助者が安全に働けるだけでなく、個々の対象者がそれぞれ安全・安心・快適なケアを受けることを可能にします。そのためにも適切なプランニングをすることが重要です	抱え上げない介護の視点をもったアセスメント・プランニングの流れや担当者決定などの体制ができておらず、実施していない	抱え上げない介護の視点も考慮し、アセスメントの流れに沿ってプランニングし、ケア実践ができてはいるが、完全には周知徹底できていない	アセスメント・プランニングの流れは体制として完備されている。内容も抱え上げない介護の視点でアセスメント・プランニングされ、周知徹底と統一したケアが実践されている	2の体制で取り組みができており、かつ日々の中でリスクがあればすぐにケアの見直しが行われる体制がある。ケアの手法はケアプランに盛り込むなど、周知する方法が決まっている

項目	取り組むべきこと	0. 実施していない	1. 不十分だが実施している	2. 実施している	3. 安全に働ける職場
職員教育	安心して働ける職場づくりに向けて抱え上げない介護を実践するためには、職員一人ひとりが目的や必要性を理解し、その具体的な手法である抱え上げない介護ケアを習得することが重要です。そのためには教育が必要であり、担当者を決定し、計画的に抱え上げない介護教育を実践することが必要です。新人教育から経験者を含めたキャリア教育など、ヒヤリ・ハットの抽出、技術知識の確認をする教育体制を作りましょう。職員が行動を明確にするためのマニュアル作成も必要です	教育体制ができておらず、職員は抱え上げない介護の目的や必要性を理解できていない	職員は抱え上げない介護の目的や必要性を理解しているが、実践はまだ不十分である	教育体制ができおり、計画的に実施されている。職員は抱え上げない介護の目的や必要性を理解して、身を守る身体の使い方や決められたケア、作業方法を守り、実践できている	2の状態にあり、新入職員には配置前研修が実施され、経験者にも定期的にチェックが行われている。職員みずからリスクを抽出する習慣が身についている。マニュアルも完備している
福祉用具の導入と管理・環境整備	福祉用具によるケアだけが抱え上げない介護ではありませんが、重度障害をもつ対象者が多い事業所では安全性や業務効率を考慮しても用具の整備は必須です。すぐにすべての環境を整えることは困難でも、事業所にどのような用具が必要なのかは把握し、導入計画が立案されていること、またリスク管理のためにも用具の担当者を決めて管理することは必要です。福祉用具の置き場所を決めることや整理整頓することなど、危険を減らして安全に働ける環境を心がけます	必要な用具が不足しており、導入予定もない。リスクの高い対象者も介護者一人で抱え上げをしている	用具は不足しているが、複数人での介助など代替手段で負担を軽減できている。福祉用具の導入計画は立案できていない	不足している用具もあるが、導入計画は立案され、不足しているものは代替手段（複数人での介助）で実施している。担当者による用具の管理もできている	必要な環境整備が行われており、担当者が決められ、管理メンテナンスも行われている。整理整頓など危険な箇所の見直しも定期的の実施できている

\*「腰痛予防のための抱え上げない介護手引書—抱え上げない介護の概念とケアの手法—（2021年3月31日発行高知県地域福祉部地域福祉政策課・一般社団法人ナチュラルハートフルケアネットワーク）を一部改編